



One Firm WorldwideSM



EU化学品規制REACH法と独占禁止法

(社)日本化学工業協会
2008年6月19日セミナー

外国法共同事業
ジョーンズ・デイ法律事務所
弁護士 渡邊 新矢

1. はじめに

- ▶ 独占禁止法(「独禁法」)は、各事業者が生産量、製品・サービスの品質・性能・仕様、販売価格、販売先などを独自に決定し競争することにより、より良い品質の製品・サービスをより廉価で市場に提供することを可能とし、消費者の利益となるよう、市場における競争制限行為を規制している。
- ▶ REACH法は、特定の化学物質をEU域内で製造・販売・輸入する競争事業者が登録に必要な情報を交換し、協力するよう求めている。他方、同法は、競争事業者の協力行為について、競争制限行為があれば、EC独禁法が適用されることを明確にしている。また、これら協力行為について日本国内の競争を制限する行為があれば、日本の独禁法も適用される。

コンソーシアムの形成・運営

- REACH法は、情報交換のため同一物質について1つのSIEFを形成することを定めている。そして、この情報交換を効率的に行うため、コンソーシアムを活用することが推奨されている。
- このコンソーシアムにおける競争事業者間の情報交換が競争制限にわたらないか、または当該コンソーシアムにおいて特定の事業者を排除し、もしくは差別的取扱いをして当該事業者へ競争上の不利益を与えないかとの点について、独禁法の観点から検討することとなる。

コンソーシアムにおける情報交換

- ▶ コンソーシアムなどにおいて競争事業者間により競争を制限する合意は、カルテルとして独禁法違反となる。

- ▶ 競争事業者間で、競争を制限する合意があったと考えられる場合とは、下記のような情報を交換した場合である。
 - (1) 個別事業者の価格および価格に関連する(例えば割引率など)情報
 - (2) 個別事業者の供給量など
 - (3) 個別事業者の開発計画、生産計画など

コンソーシアムの運営1

- ▶ コンソーシアムへの参加、脱退、除名などについて、特定の事業者を合理的な理由なく差別的に取扱わない。但し、差別的取扱が正当な理由に基づいている場合、例えば、コンソーシアム規約に合意しない事業者を参加させないなどの差別は独禁法上問題がない。
- ▶ コンソーシアム内における情報の共有について、特定の事業者に対し、登録に必要な情報を合理的な理由なく開示しない場合は、独禁法上問題となる。

コンソーシアムの運営2

- ▶ 提供された情報について、コンソーシアムの構成事業者間でその対価の額を協議し、決定することは独禁法上問題がない。また、構成事業者間で当該情報への依存度に応じて、対価の負担割合を定めるのも独禁法上問題ない。
- ▶ コンソーシアムを運営するため **Steering Committee** などを設置する場合は、競争上重要な情報（価格情報など）と接触することのない部門に属する者を担当者として選任するなどの注意が必要である。

独禁法からの注意点1

- ▶ REACH法の下での情報交換は、同法により要求されている必要な技術情報に限定することが必要である。
- ▶ 競争上重要な秘密情報(例えば、当該化学物質の製造方法など)を提供する必要がある場合は、独立の第三者を介在させ、特定の事業者からの情報であることが分からないようにする工夫が必要である。
- ▶ コンソーシアムの運営に当たっては、特定の事業者を合理的な理由なく排除し、または合理的な理由なく差別的に取り扱うことがないように注意する。

独禁法からの注意点2

- ▶ コンソーシアムの規約に、競争上重要な情報は交換してはならない旨の規定を定めておく。
- ▶ コンソーシアムにおける会議にあっては、常に議事録を作成し、会議でなされた議論を過不足なく記録しておく。また、会議に法律専門家などを参加させ、会議の内容が独禁法違反にわたる内容とならないように監視させる方策をとることも考える。
- ▶ コンソーシアム外における親睦会などで、競争上重要な情報を交換しないよう社員を教育し、マニュアル等を作成して、常に参照させるなどの方策を考える。

以上

